

節水方法の紹介

水道料金の改定に伴い、各家庭への負担を少しでも軽減できるよう、節水方法などについて紹介します。ひとつひとつの節水は少量ではありますが、毎日行えば料金の抑制に繋がりますので、お試しください。

節水対策1



歯磨き

コップを使った場合
4人家族で一日 約22ℓ節水
(一月約0.7㎡)

節水対策2



トイレ

大小レバーを使い分けた場合
4人家族で一日 約48ℓ節水
(一月約1.5㎡)

節水対策3



洗濯

お風呂の残り湯を使って洗濯した場合
4人家族で一日 約100ℓ節水
(一月約3.1㎡)

節水対策4



お風呂

蛇口をこまめに開け閉めした場合
4人家族で一日 約144ℓ節水
(一月約4.5㎡)

これらの節水を行うことで、
一月に約10㎡の節水を行うことができます。

料金体系・使用水量ごとの料金比較 (※口径16mm以下の場合)

料金単位:円 ※税抜き

■パターンA

使用水量	現行料金	新料金
6㎡	1,200	1,300
10㎡	1,840	2,140
20㎡	3,440	4,240
30㎡	5,040	6,340

■パターンB

使用水量	現行料金	新料金
6㎡	1,200	1,300
10㎡	1,640	1,980
20㎡	2,740	3,680
30㎡	3,840	5,380

水道料金の計算方法(税抜)

6㎡までは基本料金です。10㎡の場合は、次のとおりです。

料金体系A:

1,300円(基本料金)+(210円×4㎡)(従量料金)=2,140円

料金体系B:

1,300円(基本料金)+(170円×4㎡)(従量料金)=1,980円

水道料金早見表について.....

今回の水道料金の改定について、宇土市役所ホームページに改定後の水道料金早見表を掲載しています。宇土市役所ホームページフリーワード検索で「水道料金」と検索していただくと該当ページが表示されますので参考にしてください。

水道料金改定に関すること

☎上下水道課 上下水道係

☎(27)6612

納付相談など

☎上下水道課 お客様センター

☎(22)6633

市の水道をご利用いただいている皆様へのお知らせ

～令和8年4月から、水道料金の改定を行います～

宇土市の水道事業は、令和2年3月31日に簡易水道事業と上水道事業を統合し、令和2年4月1日に料金改定を行って以来、経営努力により健全経営を維持してきました。

しかし、近年、少子高齢化に伴う人口減少などによる給水収益の減少や高度経済成長期以降に整備した施設の老朽化対策および大規模地震等の自然災害に対応するための施設の強じん化対策などによる事業費の増加等が見込まれ、さらに物価高騰の影響もあり、今後の安定的な水道事業の経営を維持することが危ぶまれる状況です。

また、独立採算性を経営原則とする水道事業を持続させていくためには、給水収益の安定確保に向け、適正な水道料金への見直しを行う必要があります。

そのため、将来にわたり、安心・安全な水を届け、安定した事業経営を継続するために、次のとおり料金を改定します。利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。なお、新しい水道料金での請求は、令和8年5月検針(6月請求分)からとなります。

水道料金表

料金単位:円 ※税抜

■現行料金表(パターンA)

上水道、網田・長浜・古場田米の口・赤瀬(配水池)

給水区域からパターンBの区域を除く区域

基本料金		従量料金(1㎡あたり)	
口径(mm)	6㎡以下	7㎡以上 30㎡以下	31㎡以上
16以下	1,200	160	190
20以下	1,300		
25以下	1,400		
40以下	1,500		
50以下	2,200		
75以下	2,700		
100以下	3,200		
100超	4,700		

(パターンB)

網津笹原・戸口・古屋敷・鶴見塚(配水池)

神合町の一部、野鶴町の一部、笹原町、城塚町の一部、網津町、住吉町、下網田町の一部、戸口町及び赤瀬町の一部の区域

口径(mm)	基本料金	従量料金(1㎡あたり)	
	6㎡以下	7㎡以上 30㎡以下	31㎡以上
16以下	1,200	110	120
20以下	1,300		
25以下	1,400		
40以下	1,500		
50以下	2,200		
75以下	2,700		

■新料金表

令和8年～

上水道、網田・長浜・古場田米の口・赤瀬(配水池)

給水区域からパターンBの区域を除く区域

口径(mm)	基本料金	従量料金(1㎡あたり)		
	6㎡以下	7㎡以上 30㎡以下	31㎡以上 50㎡以下	51㎡以上
16以下	1,300	210	230	250
20以下	1,600			
25以下	2,000			
40以下	3,200			
50以下	4,000			
75以下	6,000			
100以下	8,100			
100超	12,100			

■激変緩和措置

令和8年～9年

網津笹原・戸口・古屋敷・鶴見塚(配水池)

神合町の一部、野鶴町の一部、笹原町、城塚町の一部、網津町、住吉町、下網田町の一部、戸口町及び赤瀬町の一部の区域

口径(mm)	基本料金	従量料金(1㎡あたり)		
	6㎡以下	7㎡以上 30㎡以下	31㎡以上 50㎡以下	51㎡以上
16以下	1,300	170	190	210
20以下	1,600			
25以下	2,000			
40以下	3,200			
50以下	4,000			
75以下	6,000			
100以下	8,100			
100超	12,100			

口径については
検針票を
確認してください

令和10年以降

パターンAとパターンBを統一

	基本料金	従量料金(1㎡あたり)		
口径(mm)	6㎡以下	7㎡以上 30㎡以下	31㎡以上 50㎡以下	51㎡以上
16以下	1,300	210	230	250
20以下	1,600			
25以下	2,000			
40以下	3,200			
50以下	4,000			
75以下	6,000			
100以下	8,100			
100超	12,100			

現在二つの料金体系がありますが、今回の改定で統一します。ただし、料金体系Bについては値上げ幅が大きいため2年間の激変緩和措置を設け、負担軽減を行っています。よって、料金表が一つとなるのは、令和10年度からです。